

△招 集

川越地区消防組合告示第八号

平成二十八年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年九月二十七日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 平成二十八年十月四日 午後一時
二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

△会 期

平成二十八年十月四日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

- 一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。
- 二、日程第四、会議録署名議員指名については、

江田 肇 議員

小高 春雄 議員 を指名する。

- 三、日程第五については、平成二十八年三月二十四日以降受理した監査結果を報告する。

- 四、継続審査となっていた日程第六を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順序により審議を行う。

- 五、日程第七以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

- 六、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、これを実施する。

なお、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。
この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回定例会を閉会する。

△議事日程

平成二十八年十月四日 午後一時開議

- 日程第一 会期決定について

- 日程第二 議案提出書の公表について

- 日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

- 日程第四 会議録署名議員指名について

- 日程第五 監査結果の報告について

- 日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

- 日程第七 議案第一五号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第八 議案第一六号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

△議場に出席した議員（二三人）

- | | |
|---------------|--------------|
| 第一番 小高 春雄 議員 | 第二番 山田 敏夫 議員 |
| 第三番 爲水 順二 議員 | 第四番 片野 広隆 議員 |
| 第五番 荻窪 利充 議員 | 第六番 桐野 忠 議員 |
| 第七番 明ヶ戸亮太 議員 | 第八番 中原 秀文 議員 |
| 第九番 柿田 有一 議員 | 第一〇番 高橋 剛 議員 |
| 第一一番 近藤 芳宏 議員 | 第一二番 小林 薫 議員 |
| 第一三番 江田 肇 議員 | |

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

- | | |
|---------|--------|
| 管理者 | 川合 善明 |
| 副管理者 | 飯島 和夫 |
| 会計管理者 | 有山 誠一 |
| 消防局長 | 高野 春雄 |
| 次長 | 澤田 英司 |
| 〃 | 柴崎 正治 |
| 〃 | 比留間 富雄 |
| 川越北消防署長 | 岸 康弘 |

川越中央消防署長 島村 昭仁

川越西消防署長 吉田 和広

川島消防署長 吉田 敏行

総務課長 谷 島 忠雄

予防課長 橋 本 丈夫

警防課長 志 村 和宏

救急課長 秋 山 浩利

指揮統制課長 安 田 勇次

監査委員 戸 口 元夫

” 小 林 薫

△議場に出席した職員

書記長 田 宮 修

書記 佐 藤 喜幸

” 岩 淵 巧

” 大 森 康孝

△開 会 (午後一時三十七分)

○片野広隆議長 出席議員が定足数に達しておりますので、平成二十八年川越地区消防組合議会第三回定例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○片野広隆議長 直ちに会議を開きます。

日程に入ります。日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とす

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○片野広隆議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。管理者より議案提出書が送付されましたので、書記をして朗読いたさせます。

(岩淵 巧書記 朗読)

川消総発第八二七号

平成二十八年十月四日

川越地区消防組合議会議長 片 野 広 隆 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について (通知)

平成二十八年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

一 平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

二 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

○片野広隆議長 日程第三、地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席要求に基づき、管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

なお、管理者より、栗原副管理者は、本日忌引きのため欠席する旨の通知がありましたので、報告いたします。

川消議会発第三四号

平成二十八年九月二十七日

川越地区消防組合管理者 川合善明様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月四日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消議会発第三五号

平成二十八年九月二十七日

川越地区消防組合監査委員 様

川越地区消防組合議会議長 片野広隆

出席要求書

地方自治法第二百一十一条第一項の規定により、十月四日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

川消総収第七八五号

平成二十八年十月四日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合管理者 川合善明

出席通知書

要求により、平成二十八年本組合議会第三回定例会に、別紙の者が出席します。

平成二十八年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

川消監収第二六号

平成二十八年十月四日

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

川越地区消防組合監査委員

出席通知書

要求により、平成二十八年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

川越地区消防組合監査委員 戸口元夫
同 小林 薫

管理者	川合善明
副管理者	飯島和夫
会計管理者	有山誠一
消防局長	高野春雄
次長	澤田英司
〃	柴崎正治
〃	比留間富雄
川越北消防署長	岸康弘
川越中央消防署長	島村昭仁
川越西消防署長	吉田和広
川島消防署長	吉田敏行
総務課長	谷島忠雄
予防課長	橋本丈夫
警防課長	志村和宏
救急課長	秋山浩利
指揮統制課長	安田勇次

△日程第四 会議録署名議員指名について

○片野広隆議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、会議録署名議員二名の指名を行います。

江田 肇 議員

小高 春雄 議員

以上、二名の方を指名いたします。

△日程第五 監査結果の報告について

○片野広隆議長 日程第五、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、平成二十八年三月二十四日以降、本日まで八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第三七号

平成二十八年三月二十四日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

平成二十八年四月二十二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

平成二十八年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年四月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第九号

平成二十八年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納監査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年四月分例

月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一一号

平成二十八年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十七年五月分（出納整理期間）例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二号

平成二十八年六月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年五月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一四号

平成二十八年七月二十二日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一八号

平成二十八年八月二十三日

川越地区消防組合議会議長 片野 広隆 様

川越地区消防組合監査委員 戸口 元夫

同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第六 消防庁舎及び訓練施設等に関する事について

○片野広隆議長 日程第六、消防庁舎及び訓練施設等に関する事についてを議題といたします。

本件は、去る平成二十八年三月二十三日開会の第一回定例会において、地方自治法第九十八条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものであります。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、六月二十一日及び十月三日、消防局三階講堂において、付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしました。

第一日の会議は、どういう形で庁舎建設できるかを調査するために、二月二日の特別委員会で要求しました資料の「消防局と周辺建物及び道路について」を議題とし、理事者より資料の説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、委員長より消防局新庁舎建設に関する提言（案）が提案され、委員間で協議を実施いたしました。

次に、今後の進め方について協議を行い、次回の会議では引き続き「消防局と周辺建物及び道路について」調査を行うため、資料要求を行うとともに、消防局新庁舎建設に関する提言（案）について協議することを決定し、散会いたしました。

第二日の会議は、前回の会議に引き続き「消防局と周辺建物及び道路について」を議題として、前回要求した資料をもとに理事者より説明を受け、種々質疑が行われました。

次に、前回の会議で委員長より提案のありました消防局新庁舎建設に関する提言（案）について委員間で協議を行い、本特別委員会として提言を管理者宛てに提出することで決定いたしました。

次に、今後の進め方について協議を行い、引き続き消防局新庁舎建設に関してさらに調査することに決定しましたので、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、引き続き慎重に調査する必要があるため、本件を地方自治法第九十八条第八項の規定に基づく継続審査とし、九月定例会終了後審査したい旨、会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定しました。

これをもって、本特別委員会の報告を終わります。
平成二十八年十月四日。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿田有一

川越地区消防組合議会議長 片野広隆様

○片野広隆議長 以上で、委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第九十八条第八項の規定による継続審査であります。よって、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者がいる）

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第七 議案第一五号 平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決

算認定について

○片野広隆議長 日程第七、議案第十五号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一五号

平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付す

る。

平成二十八年十月四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○片野広隆議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。

(有山誠一会計管理者登壇)

○有山誠一会計管理者 ただいま上程になりました議案第十五号、平成二十七年年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、平成二十七年年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により御説明申し上げます。

初めに、二ページをごらんいただきたいと存じます。決算額総括表より御説明申し上げます。

一 予算現額は四十九億二千二百四十三万円でございます。

歳入につきましては、調定額四十九億五千二百一十一万五千八百一十一円、収入済額四十九億四千二百七十三万五千八百一十一円、収入未済額九十三万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は九九・六三%でございます。

次に、歳出でございます。支出済額四十七億九千八百七十七万八千四百円、不用額一億二千四百二十五万一千九百九十六円で、予算現額に対する決算額の割合は九七・四八%となっております。

歳入歳出差引残額一億六百九万五千五百七十七円につきましては、翌年度へ繰り越しさせていただきます。

次に、十ページをごらんいただきたいと存じます。歳入歳出決算事項別明細書より御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金でございます。収入済額四十六億五千七百七十九万五千七百七十六円で、消防組合負担金といたしまして、川越市、川島町、

それぞれの共通経費、非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費から成る内容でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料でございます。収入済額が八十一万三千八百八十一円で、内容は行政財産使用料でございます。

次に、二項手数料、一目消防手数料でございます。収入済額が五百二十一万六千五百十円で、内容は危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金でございます。収入済額二万一千六百九円で、内容は職員退職手当基金の積立金利子でございます。

次に、二項財産売却収入、一目物品売却収入でございます。収入済額六十六万円で、内容は不用品売却収入でございます。

次に、四款一項一目繰越金でございます。収入済額一億三千九百五十七万九千七百九十九円で、内容は、十二ページに移らせていただきました。前年度剰余金でございます。

次に、五款諸収入、一項一目預金利子でございますが、収入済額はございません。次に、二項一目受託収入でございます。収入済額九百三十八万八千二百八十六円で、内容は川越自警消防費、川島自警消防費及び川越水防費に係る受託収入でございます。

次に、三項一目雑入でございます。収入済額一千四百六十八万八千八百八十円、収入未済額九十三万八千円で、収入済額の内容は、関越高速道路救急業務支弁金、消防基金支払収入などでございます。収入未済額の内容は、源泉所得税に係る受託業者の返還金の滞納によるものでございます。

次に、六款一項組合債、一目消防債でございます。収入済額五千六百万円で、内容は消防施設整備事業債でございます。

次に、七款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金でございます。収入済額二千九万円で、内容は消防施設等整備費補助金でございます。

以上、平成二十七年年度一般会計に係る歳入合計につきましては、予算現額四十九

億二千二百四十三万円、調定額四十九億五百二十一万一千五百八十一円、収入済額四十九億四百二十七万三千五百八十一円、収入未済額九十三万八千円でございます。続きまして、歳出でございます。十四ページをらんいたしたいと思いますと存じます。

一款一項一目議会議費でございます。支出済額四百八十四万四千七百八十五円で、内容は報酬及び旅費等の議会議務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費でございます。支出済額二百七十四万八千八百五十円で、内容は報酬及び報償費等で一般管理事務に係る経費でございます。

次に、二目公平委員会費でございます。支出済額六万二千七百円で、内容は報酬及び旅費で、公平委員会事務に係る経費でございます。

次に、二項一目監査委員費でございます。支出済額三十五万二千六十六円で、内容は報酬及び旅費等で、監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費でございます。支出済額四十一億二千六百四万六千三百五十五円で、内容は給料、次のページに移らせていただきます。職員手当等共済費、備品購入費及びその他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

次に、二十六ページに移らせていただきます。二目常備施設費でございます。支出済額一億三百七十七万一千三百四十六円で、内容は委託料、工事請負費等で、常備消防の施設管理に係る経費でございます。

次に、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費でございます。支出済額七千四百三十五万九千五百六十四円で、内容は報酬、共済費、旅費、次のページに移らせていただきます。備品購入費等で、川越市消防団に係る経費でございます。

次に、二目川島非常備消防費でございます。支出済額二千八百一十一万七千五百二十二円で、内容は報酬、共済費、旅費、備品購入費等で、川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページに移らせていただきます。三項水利施設費、一目川越水利施設費で、

ざいます。支出済額一億四万三千百十三円で、内容は工事請負費及び負担金等で、川越市水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。

次に、二目川島水利施設費でございます。支出済額二百六十三万三千六百四円で、内容は負担金等で、川島町水利施設の管理及び増設に係る経費でございます。

次に、四項自警消防費は、次のページに移らせていただきます。一目川越自警消防費でございます。支出済額五百六十三万八千四百三十二円で、内容は補助金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

次に、二目川島自警消防費でございます。支出済額十四万八千九百三十四円で、内容は川島町自警消防団に係る補助金でございます。

次に、五項水防費、一目川越水防費でございます。支出済額三百六十九万九百二十円で、内容は共済費及び交付金等で、川越市水防団に係る経費でございます。

四款一項公債費、一目元金でございます。支出済額三億三千三百九万五千九百七十円で、内容は組合分等元金償還金でございます。

次のページに移らせていただきます。二目利子でございます。支出済額一千三百三十一万三千八百四十三円で、内容は組合分等利子償還金でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。以上、平成二十七年一般会計に係る歳出合計につきましては、予算現額四十九億二千二百四十三万円、支出済額四十七億九千八百七十八万八千四百円、不用額一億二千四百二十五万一千九百九十六円でございます。

以上、御説明申し上げた内容が四ページから九ページの歳入歳出決算書といたしましてまとめさせていただいたものの概要でございます。

なお、三十六ページ以降にお示しをさせていただきます実質収支に関する調査、財産に関する調査、また、別冊で配布させていただきました決算資料等を御高覧の上、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。

(戸口元夫監査委員登壇)

○戸口元夫監査委員 御指名をいただきましたので、平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算について、審査結果の概要を御説明申し上げます。なお、その内容につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書等を慎重に審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い良好に行われており、会計事務もおおむね適正に処理されておりました。

初めに、当年度の決算額について申し上げます。

歳入の合計は四十九億四百二十七万三千円で、前年度に比べ八・三%減少しております。

また、歳出の合計は四十七億九千八百七十八千円で、前年度に比べ七・九%減少し、差し引き残高は一億六千九百五十千円となっております。

次に、当年度に施行された事務事業について申し上げます。

消防行政を取り巻く環境は、都市化の進展によつて建物の大規模化・高層化等による生活環境の変化と高齢化・核家族化等の社会環境の変化により、ますます複雑多様化しております。このような状況下にあつて当年度も種々の施策が施行され、一定の成果を上げたところであり、その主なものは次のとおりであります。

常備消防においては、川島消防署屋上防水等改修工事を初めとして、各消防署の施設・設備の改修等が実施されるなど、消防施設及び作業環境の改善が図られました。

また、車両整備計画に基づき、普通消防ポンプ自動車など計八台が更新等整備され、消火力・救命活動の強化が図られました。

次に、非常備消防においては、資器材の充実、消防団員の資質向上を図るための各種教育訓練が実施されたところです。地域に密着した消防団員の活動は、災害発生時にみずからの地域を守るという信念のもと、住民の安全・安心に大きく貢献し

ており、継続的な団員の確保に努められるよう要望いたしました。

また、今後も救急業務の社会的な需要は多くなると考えられることから、引き続き救急救命士を初めとする救急隊員の養成及び能力の向上に積極的に取り組むとともに、救急業務体制の強化が図られるよう要望いたしました。

自然環境や社会環境の変化に伴つて災害も大規模・多様化してきていると考えられることから、何事にも速やかに対応ができるよう、常時の準備と訓練を通じて、非常時の迅速かつ適切な活動に備えることは重要なことであると考えます。

最後になりますが、今後とも火災、救助、救急等に迅速かつ適切に対応するため、消防組織と施設等のさらなる充実を図り、もつて地域住民の生命と財産を守り、地域社会における安全・安心の確保に努められるよう要望した次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、平成二十七年川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○片野広隆議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

桐野忠議員。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、議案第十五号、平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、質疑をさせていただきます。

初めに、不用額についてお伺いをしたいと思います。

不用額が前年比で二三・三%の減少が見られておりますけれども、まず一点目、その理由についてお伺いをしたいと思います。

次に、監査委員がされている一般会計決算審査意見書を見ますと自然環境や社会

環境の変化に伴って災害も大規模・多様化してきていることから、常時の準備と訓練を通じて、非常時の迅速かつ適切な活動に備えるようということの御発言が先ほどございました。

近年、大きな災害が各地で起きているわけでございますけれども、そういうことから御質疑させていただきたいと思えます。

まず一点目に、災害時を想定しての訓練はどのように行っているのか。

二点目として、地域住民や医療等にかかわる方々、例えば病院や医師会などの訓練はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、主な施策の成果に関する説明書の中で、常備消防費についてでございますけれども、予防事務の中で、多くの人の出入りする建物の立入検査の実施というがございます。個人商店が連なる商店街、例えば川越市にはクレアモール等もございますけれども、多くの人が利用されております。このように個人商店が連なる商店街の立入検査はどのように行っているのか、お伺いをしたいと思います。

また、防火対象物立入検査実施数が一千百十八事業所とございますけれども、主にどのような場所・建物なのか、お伺いをさせていただきます。

同じく主要な施策の中で、消防通信整備の整備八台とございますけれども、一体どのようなものか、その内容についてお伺いをいたしまして、一回目とさせていただきます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 不用額が前年度より減少した理由について、御答弁申し上げます。

平成二十七年度決算における不用額の主なものは、消防費のうち職員人件費でございます。

減少の主な要因は共済費で、共済負担金のうち追加費用負担金の積算を、上昇率を見込んだ掛け率から、前年度実績に基づく掛け率に改めたことにより、不用額が減少したものでございます。

以上でございます。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事項につきまして、御答弁申し上げます。

意見書の要望として自然環境や社会環境の変化に伴って、災害も大規模・多様化してきていることから、常時の準備と訓練を通じて、非常時の迅速かつ適切な活動に備えるよう要望するという内容につきまして、災害時を想定しての訓練はどのようになっているのかでございます。

訓練につきましては、毎年度当初、社会環境の変化、また、災害対応の変化に鑑みつつ年間訓練計画を樹立しておりますが、近年では多数の傷病者が、同時発生する集団災害、テロ災害等を想定した訓練につきましても力を入れ、実施しております。

また、川越市または民間の取り壊し予定施設等を借用し、より実践的な環境において訓練を実施するとともに、さらに災害現場において連携が欠かせない埼玉県警機動隊との合同訓練を実施するなど、さまざまな災害状況を想定し、訓練を実施しております。

以上でございます。

(秋山浩利救急課長登壇)

○秋山浩利救急課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

大規模震災時を想定した、病院や医師会などとの連携訓練につきましては、消防組合独自の訓練といたしまして、震災対応訓練の部分訓練として、管内医療機関を想定しての、負傷者搬送体制の確保訓練を行っております。

これまで、直接医療機関や医師会との連携訓練は行っておりませんが、本年十一月には災害拠点病院に指定されており、埼玉医科大学総合医療センターが主体とした訓練で、列車の脱線・転覆を想定した負傷者五十名規模の搬送から医療機関収容までの部分訓練に参加するため、現在、準備を進めております。

以上でございます。

(橋本丈夫予防課長登壇)

○橋本丈夫予防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

初めに、個人商店が連なる商店街の立入検査についてでございます。

個人商店につきましては、小規模な建物が連なっていることから戸別に訪問し、火災予防に関するパンフレットを配布するとともに、火気の使用場所や避難口等の防火管理状況を確認しております。なお、状況に応じて立入検査を実施しております。

続きまして、防火対象物の立入検査実施数千百十八事業所の場所、建物についてでございますが、劇場、遊技場、飲食店、店舗など、不特定多数の方が利用する防火対象物が四百六十二件、病院、社会福祉施設など自力避難が困難である災害弱者の方が利用する防火対象物が二百二十五件となっております。また、工場、学校など特定の方が利用する防火対象物が四百三十一件となっております。

(安田勇次指揮統制課長登壇)

○安田勇次指揮統制課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

消防通信整備の整備八台でございますが、消防通信整備八台の内容につきましては、消防用署活系無線機の更新に伴う購入でございます。

消防用署活系無線機は、災害現場で隊員間の情報伝達及び命令伝達等に活用しております。

整備状況につきましては、消防組合全体で八十五機整備されており、その内訳といたしましては、消防局に五機、川越北消防署に九機、南古谷分署に九機、川越中央消防署に十三機、高階分署に九機、大東分署に九機、川越西消防署に十一機、名細分署に十一機、川島消防署に九機が配備されております。

当該無線機につきましては、川越地区消防組合無線設備整備に関する方針に基づき、基本的には整備から八年経過したものを更新しております。

以上でございます。

(桐野 忠議員登壇)

○桐野 忠議員 それぞれ多岐にわたって詳細に説明を受けました。ありがとうございます。

まず初めに不用額でございますけれども、減少の理由をお伺いさせていただきます。不用額の主なものは、消防費の職員人件費ということでございましたけれども、監査委員意見書のほうでは前年対比七四・一％とあり、減少していると書いてございますが、それでも一億一千四百万円ございます。説明では、職員手当、給与などとありますけれども、この不用額ですが、そもそもどういう理由で不用額が出ているのか、お伺いをさせていただきます。不利な給与削減を行っているとは思いませんけれども、一応確認のためにお伺いをしたいと思います。

商店街の検査についてお伺いをいたしました。近年、特に古い建物を持つ商店街での火事のニュースを目にします。市内でも、平成二十七年は菓子屋横丁で火事がありました。避難口や消火設備などの防火管理の検査等を引き続きよろしくお願したいと思います。

さて、商店街では空き店舗等が多く見受けられます。先ほど防火対象物立入検査数の内訳、劇場、遊技場、飲食店、店舗が四百六十二件、また、病院、社会福祉施設が二百二十五件ですか。あと、工場、学校が四百三十一件という御報告がございましたけれども、その中でも空き店舗等は、店舗によっては前の使用者と利用形態が変わる。例えば、これまで火を扱っていなかったのに火を扱う店になったりといったところもあるかと思われれます。最近では古民家を利用しての福祉施設等も出てきております。そういった場合の使用前の検査はどういうふうに行われているのか、お伺いをさせていただきます。

無線の整備について、お伺いをさせていただきました。今回、八台。消防用署活系無線機の更新ということでございますけれども、災害現場での隊員間の情報伝達・命令伝達の活用ということでございました。

一回目は、初めに大規模災害時の連携訓練のことをお伺いいたしましたけれども、

大規模災害時における病院とか医師会、管轄外の病院等との連絡体制はどのように行うのか、お伺いをさせていただきますと思います。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 所管する部分につきまして、御答弁申し上げます。

当初見込みより、職員の休職や再任用職員の減少、勸奨退職等がなかったことにより、支払われなかった人件費が主な不用額として計上されているものでございます。当初予算の積算に際しまして、給料については、給与支給対象職員の職員手当等については、定年退職以外の勸奨退職等の手当を見込む必要があることから、一定の不用額が発生しているものでございます。

以上でございます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

店舗によって使用形態が変わる場合の検査でございますが、建築確認申請の必要がある建物につきましては、防火に関する内容及び消防設備の設置義務などを審査し、その後、建物の規模により検査を実施しております。

また、確認申請の必要がない建物の改装などにつきましても、事前相談があった場合は、防火に関する内容及び消防設備の設置義務などを指導し、火気使用の有無などにより検査を実施しております。

続きまして、大規模災害時の病院、医師会との連絡体制についてでございますが、川越地区消防組合では、震災・水災対応マニュアルに従い、救急活動を実施することとしております。

搬送先医療機関の選定につきましては、管轄の内外を問わず、埼玉県救急医療情報システム及び広域災害救急医療情報システムを用い、県内災害拠点病院や管内救急告示医療機関を中心に、搬送先を選定していく計画となっております。

これらのシステムの使用が困難な状況となった場合には、川越市、川島町地域防災計画に従い、災害現場の医療救護班と連携を図りながら救急活動を行うとともに、

職員が直接管内の医療機関に向き、情報収集を行うなど、あらゆる手段を用いて医療機関などとの連絡体制を構築していくことを図っております。

また、管轄外の病院との連絡体制につきましても、近隣の消防本部と協力して情報収集を行うてまいります。

以上でございます。

○片野広隆議長 他に御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

△日程第八 議案第一六号 川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

○片野広隆議長 日程第八、議案第十六号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

議案第一六号

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて
川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成二十八年十月四日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明(消防局長)

○片野広隆議長 提案理由の説明を願います。

(高野春雄消防局長登壇)

○高野春雄消防局長 ただいま上程になりました議案第十六号、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を、防火対象物の利用者や隣接する建物関係者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すため、川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令の規定に違反する場合は、その旨を公表できるものとし、公表しようとするときは、当該防火対象物の関係者に、その旨を追記することを規定するとともに、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容、並びに公表の手續を規則に定めることを規定しようとするものでございます。

なお、この条例の施行期日を平成二十九年四月一日としようとするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○片野広隆議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○片野広隆議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。―質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。―討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程追加

○片野広隆議長 お諮りいたします。一般質問の通告がありますので、この際、一般質問についてを日程第九として日程に追加し、これを議題とし、実施したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○片野広隆議長 御異議なしと認めます。よって、一般質問についてを日程第九として日程に追加し、これを議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後二時二十二分 休憩

午後二時二十六分 再開

○片野広隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第九 一般質問について

○片野広隆議長 日程第九、一般質問についてを議題といたします。

通告順に発言を許可します。

中原秀文議員。

(中原秀文議員登壇)
○中原秀文議員 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告をいたしております。高層ビルに対する消防行政の体制について一般質問をさせていただきます。

私は、川越駅西口エリアのマンションに住んでいるのですが、近年、川越駅周辺

にはマンションを中心にビルが立ち並ぶようになってきております。それらのマンションの住民の方から私のもとへも、マンションで火災が起きたときに消防はどのような対応をしてくれるのですか、というような消防の対応についての質問や不安の声を伺うことがあり、今回は高層ビルや高層マンションに対する消防体制はどのようなになっているのか、確認をさせていただきたく、「高層ビルに対する消防行政の体制について」と題し、一般質問をさせていただくことといたしました。

消防法では、三十一メートルを超える建物を高層ビルと定義していると認識しておりますが、誤りがあるようでしたら御指摘いただければと思います。

一階当たり約三メートルとすると、十階より高いビルは高層ビルとなるわけですが、市内には高層ビルに定義されるビルやマンションはどの程度あるのか、また、種類の数もあわせて一回目の第一点目として伺いいたします。消防年報に中高層建物の数が掲載されているのは拝見させていただいておりますが、改めて確認をさせていただければと思います。

あわせて、それぞれの消防署の管轄別にそれぞれ何棟ずつあるのか、第二点目として。

また、高層ビルに対応した車両はどのようなものがあり、各消防署別にはどの程度配備されているのか、第三点目として伺いいたします。

第四点目として、高層ビルで火災が発生した際、どのような体制がとられるのか。また、その際の消防団との連携はどのようになっているのか、第五点目として。

あわせて、低層階と高層階では初動体制として違いがあるのか、第六点目として、伺いいたします。

高層ビルでの火災の際ははしご車の出動が想定されるわけですが、第七点目として、はしご車に対応できないようなマンションや高層ビルも存在すると思いますが、そのような建物は何棟くらいあるのか、伺いいたします。

また、高層ビルの火災の際にはヘリコプターによる対応も考えられるわけですが、第八点目として、ヘリコプターによる対応はどのような状況のときに出動すること

になるのか、またあわせて、これまでにヘリコプターにより対応をされたことがあるのか、伺いいたします。

少し視点が変わりますが、第九点目として、高層ビルや高層マンションにおいては、ビルやマンションの建物に消防設備の設置が義務づけられていることは認識しておりますが、具体的にはどのような設備の設置が義務づけられているのか、またあわせて、設置義務に対応できていないビルやマンションはあるのか、あるとすれば、どの程度あるのか、伺いいたします。

以上、一回目といたします。

(橋本丈夫予防課長登壇)

○橋本丈夫予防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

高層ビルにつきましては、消防法では三十一メートルを超える建築物となっております。一階の部分の高さを三メートルといたしますと、おおむね十階以上が高層ビルに該当するものでございます。

当消防組合管内における十階以上の高層ビルにつきましては、平成二十八年四月一日現在、九十五棟でございます。

用途の内訳といたしましては、マンションなどの共同住宅が七十五棟、ホテルが三棟、病院が一棟、学校が二棟、飲食店、店舗、事務所などが混在する複合用途ビルが十四棟でございます。

続きまして、管轄別十階以上の高層ビル数でございますが、川越北消防署管内は三十九棟、川越中央消防署管内は五十一棟、川越西消防署管内は五棟、川島消防署管内につきましてはございません。

続きまして、高層ビルや高層マンションに義務づけられております主な消防設備でございますが、消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、非常コンセント設備、連結送水管などがございます。

当消防組合管内において、設置義務のある中で、対応できていない高層ビルや高層マンションにつきましてはございません。

以上でございます。

(志村和宏警防課長登壇)

○志村和宏警防課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

高層ビル火災に対応した車両はどのようなものがあり、各消防署にどの程度配備されているかでございますが、当組合は高層ビル火災に対応する車両としてはしご車を四台配置しており、川越北消防署に地上高四十六メートル、川越中央消防署に地上高三十・五メートル、高階分署に地上高十五・三メートル、川越西消防署に地上高三十六メートルまで伸長できるはしご車をそれぞれ一台配置しております。

続きまして、高層ビルで火災が発生した際の体制でございますが、当組合では四階以上の建物火災を中高層建物火災出場として対応しており、川越市管内の場合の初動体制は、第一出動として、指揮車一台、調査車一台、ポンプ車七台、救助工作車一台、救急車一台及びはしご車二台の合計十三台が出動いたします。

高層ビル火災の活動体制といたしましては、避難誘導、救助活動、延焼防止及び水損防止に重点を置き、活動いたします。

続きまして、高層ビルで火災が発生した際の消防団との連携でございますが、消火活動はもとより、避難誘導等の活動を行っております。

続きまして、高層ビルで火災が発生した際、低層階と高層階の初動体制の違いでございますが、出動体制に違いはございませんが、活動体制といたしまして、低層階の場合は車載の三連ばしごを活用した救助活動や消火活動を実施しています。高層階の場合は、建物に設置された消防用設備やはしご車を活用した救助活動・消火活動を実施しております。

続きまして、高層ビルでの火災の際、はしご車が対応できないようなマンションや高層ビルの数でございますが、当組合管内において十階以上の高層ビル数は、平成二十八年四月一日現在九十五棟あり、そのうち三十棟がはしご車の部署が不能でございます。

はしご車が部署不能の三十棟の消防署別の内訳でございますが、川越北消防署管

内に十三棟、川越中央消防署管内に十五棟、川越西消防署管内に二棟でございます。

続きまして、高層ビル火災の際、どのような状況のときヘリコプターが出動するのか、また、ヘリコプターによるこれまでの対応についてでございますが、高層ビル火災における防災ヘリコプターの活用は、上空からの情報収集と屋上にいる要救助者の救助活動になります。

また、ヘリコプターによるこれまでの対応につきましては、当組合において現在までのところ、高層ビル火災でこれらの活動を実施したことはございません。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 それぞれ多岐に及び御答弁をいただき、ありがとうございました。二回目の質問をさせていただきます。

御答弁では、当組合管轄内には高層ビルが九十五棟あり、うちマンションなどの共同住宅が七十五棟あることを確認いたしました。また、中央消防署管内が最も多く、五十一棟あることも確認をさせていただきました。

御答弁から、高層ビル対応の車両としてははしご車があり、対応できる高さの違いはしご車が四台あり、北・中央・高階・西消防署にそれぞれ一台ずつ配置していることを確認させていただきました。

まず、二回目の第一点目として、このはしご車四台というのは、全国的に見て当組合管轄内にある中高層ビルの数に対して適当な数であるのか、また、配置に関しても適切と言えるのか、お伺いしたいと思えます。

続きまして、御答弁では、高層ビルで火災が発生した際、十三台の車両が出動し、また、消防団の方々とも連携をされて活動を行っているということでした。平成二十七年中にこのように十三台の車両が出動したのは何回程度あったのか、また、そのうち火災ではなかった回数はいくらであったのか、あわせてその内容も含めて第二点目としてお伺いいたします。

御答弁では、今年四月一日現在で高層ビルは九十五棟あり、そのうち何と三二〇

に当たる三十棟がはしご車の対応が不能であるということでした。このような内容を聞くと、高層マンションの住民の方や高層ビルで勤務をされている方は不安を感じてしまうのではないかと感じるわけです。

これらのビルに対しては、ヘリコプターの活用とか、何か特別な対応をとられるような体制が組まれているのか、また、あわせてビル自体に何か特別な処置をしておく必要があるのか、第三点目として伺いいたします。

御答弁から、高層ビルや高層マンションには義務づけられている消防用設備が幾つもあることを確認させていただきました。また、高層階の場合は建物に設置された消防用設備やはしご車を活用して救助活動や消火活動を実施されるとの御答弁でした。

私もマンションに住んでいまして、全てではありませんが、そのような設備があることは知っていました。これらのうちどれを消防隊員の方が使用され、また、住民はどれをどのようなときにどのように使用するか知らないのが現状です。マンションの住民の方やビルで勤務されている方々の中には、私と同じように感じている方も多いのではないのでしょうか。

そこで、二回目の第四点目として、現在、マンションの住民やビルに勤務されている方々向けの設備の利用方法の講習会や訓練などはどのように行われているのか、伺いいたします。

たとえ一部の方への講習や訓練が行われていたとしても、全ての住民や勤務されている方々がいざというときに利用できなければ、せっかく設置してある設備も宝の持ち腐れになってしまいかねませんし、設備の活用方法がわかっていれば、大きな火災を事前に食い止めることができるかもしれません。マンションの住民やビルに勤務されている方々への設置が義務づけられている設備の利用方法の周知について、川越地区消防組合はどのようなお考えをお持ちなのか、第五点目として伺いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 ただいま御質問のはしご車に係る適正な台数及び配置につきまして、御答弁申し上げます。

国が示す消防力の整備指針に基づく基準によりますと、当消防組合の基準台数は三台となりますので、現在所有しております四台は十分な台数であると認識しております。

また、その配置につきましては、市街地を中心に適切な署所に配置しているものと認識しております。

以上でございます。

(安田勇次指揮統制課長登壇)

○安田勇次指揮統制課長 所管事務につきまして、御答弁申し上げます。

平成二十七年度中に十三台の車両が出動したのは何回程度あったか、また、うち火災でなかった回数はいくらであったのかでございますが、平成二十七年度中に中高層建物火災で消防車が出動した回数は十二回でございます。そのうちの五回を火災として扱っており、七回は火災ではなかったものとして扱っております。なお、火災として扱わなかった七回の内訳につきましては、自動火災報知設備の誤発報が五回、いたずら通報が二回でございます。

以上でございます。

(比留間富雄次長登壇)

○比留間富雄次長 御答弁申し上げます。

初めに、はしご車の対応が不能な高層ビルに対する体制でございますが、当組合として出動体制に変わりはございません。

次に、防災ヘリコプターの活用でございますが、火災で要救助者の方がビルの屋上に避難し、屋上に延焼のおそれがある場合、防災ヘリコプターを要請し、屋上から救助活動を依頼する場合がございます。

次に、ビル全体に何か特別な処置をしておく必要があるかでございますが、高層ビルには消防隊が迅速に活動できるような消防用設備が設置されておりますので、

特別な処置をしていただく必要はございませんが、はしご車部署の可・不可を問わず、日ごろから消防用設備の維持管理、また、容易に避難できるよう避難口や避難経路の管理をお願いしているところでございます。

以上でございます。

(柴崎正治次長登壇)

○柴崎正治次長 御答弁申し上げます。

初めに、消防設備の利用方法の講習会や、訓練などをどのように実施しているかについてでございます。

消防計画に基づき、防火管理者が中心となり自衛消防訓練を実施していただいているところでございます。訓練が実施される際に職員派遣依頼書が提出された場合は、職員が現地に出向し、建物に設置されている消防設備の取り扱いの説明や、水消火器による初期消火訓練などを指導しております。

続きまして、消防設備の利用方法の周知でございます。

自衛消防訓練時に直接指導することはもとより、消防組合のホームページや広報紙「虹のマーチ」を最大限に活用し、居住者などが使用する消防設備や消防隊が使用する消防設備をわかりやすく広く周知していくよう考えております。

以上でございます。

(中原秀文議員登壇)

○中原秀文議員 御答弁をいただきました。

さまざまな形で高層ビルに対しての対応をされていることを認識させていただきました。

マンションに住まわれている方はどんどん高齢化が進んでおります。そういう中で、避難はしごとかがマンションにはついていないのですけれども、そういうはしごで降りられない方がどんどんふえてきているというふうには私は認識しているところですが、そういうことを考えますと、これからのマンションに対する消防行政の体制については、より強化をしていかなければいけないのではないかと感じており

ます。先ほど御答弁もいただきましたけれども、さまざまな広報活動を通じて周知していただくことと、より多くの方に訓練や講習会を受けていただくような体制をとっていただきますことを切にお願いいたします。私の一般質問とさせていただきます。

○片野広隆議長 明ヶ戸亮太議員。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告をいたしております。消防団員の現状及び入団促進について、一般質問を申し上げます。

少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等の社会環境の変化から、全国的にも消防団員数は減少傾向にあります。

私の友人にも消防活動をやられていたり、また、自治会の自警隊活動をやられている方が多くおります。私もことし消防組合議員をさせていただく際に、それらの方にお話をいろいろと聞いてみましたところ、やはり、今、団員数の減少というのが現場として非常に目に見える形で映っていると話を聞きました。

それにあわせて、では全国的な数字はどうなっているのか。消防庁の数字を調べてみましたところ、平成十九年から平成二十七年までの全国の状況について、少し申し上げます。

平成十九年は八十九万二千八百九十三人、飛びまして平成二十四年八十七万四千百九十三人、平成二十七年は八十五万九千九百九十五人と、このように減少幅は緩やかであります。確実に減少の一途をたどっていることは明らかでございます。

そのような現状を鑑みまして、全国各地では消防団員数の増員を目的にさまざまな施策が行われておりまして、中でも福利厚生を充実させるというものが多く取り上げられております。

そこで、今回の一般質問では、消防団員の現状と福利厚生について確認をさせていただきます。日ごろより知識・技術の向上に努め、日夜地域の安全・安心を守っていただいております消防団員の方々の、団員数の確保を含めた環境充実につながれば

と考えています。

そこで一回目の質問では、川越地区消防組合の現状について確認をさせていただきます。

まず一点目に、本地区消防団員の定数とあわせて実員数の推移についてお伺いいたします。

こちらは十年前の平成十九年からお伺いいたしますが、全ての数字を並べてしましますとお時間がかかりますので、平成十九年、五年前の平成二十四年、そして最新の本年度の三年分の数値をお伺いいたします。

二点目に、女性消防団員数の推移についてお伺いいたします。こちらも三年度分を抜粋してお伺いをいたします。

三点目に、現在の消防団員の平均年齢についてお伺いをいたします。

消防団は、それぞれが仕事を持っている、地域の方々によって構成される市町村の消防機関でございます。入団される方々にはさまざまな立場の方がおります。

その中でお話を伺いした中では、自警消防隊経験者の方が比較的多く消防団に入団されるとお話を聞きました。

そこで四点目にお伺いいたします。自警消防隊から消防団に入団する人数の推移をお伺いいたします。

五点目に、消防団員の現在の福利厚生についてお伺いいたします。現状、本地区組合の消防団員の福利厚生にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

一回目最後に、他の自治体市町村で独自に福利厚生を設けているところがあるのか、お伺いいたします。一回目といたします。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 ただいまの質問につきまして、御答弁申し上げます。

川越市消防団員の十年前、五年前、現在の定数及び実員の推移についてでございます。平成十九年四月一日現在、定数三百二十五名、実員三百十九名、欠員六名、平成二十四年四月一日現在、定数三百三十名、実員三百五名、欠員二十五名、平成

二十八年四月一日現在、定数三百三十名、実員二百九十三名、欠員三十七名となっております。

次に、川島町消防団員の十年前、五年前、現在の定数及び実員の推移についてでございます。平成十九年四月一日現在、定数百十八名、実員百九名、欠員九名、平成二十四年四月一日現在、定数百二十四名、実員百十七名、欠員七名、平成二十八年四月一日現在、定数百二十九名、実員百二十一名、欠員八名となっております。

続きまして、川越市消防団女性消防団員の十年前、五年前、現在の実員の推移でございます。平成十九年四月一日現在実員十八名、平成二十四年四月一日現在実員二十一名、平成二十八年四月一日現在実員十九名でございます。

次に、川島町消防団女性消防団員の十年前、五年前、現在の実員の推移についてでございます。平成十九年四月一日現在実員はございません。平成二十四年四月一日現在実員七名、平成二十八年四月一日現在実員十名でございます。

続きまして、川越市消防団員及び川島町消防団員の平均年齢についてでございます。平成二十八年四月一日現在で、川越市消防団の平均年齢は三十八・一歳、川島町消防団員の平均年齢は三十八・二歳となっております。

続きまして、自警消防隊から消防団へ入団した団員の割合についてでございます。川越市消防団実員二百九十三名のうち自警消防隊からの入団は九十四名で、団員全体の約三割を占めております。また、川島町消防団実員百二十一名のうち自警消防隊からの入団は二十五名で、団員全体の約二割でございます。

続きまして、消防団員の福利厚生事業について埼玉県状況でございますが、埼玉県では、埼玉県消防団応援プロジェクトとして、埼玉県と公益財団法人埼玉県消防協会が協力し、県下の消防団員及びその家族が消防団応援の店において優待サービスを受けることができる事業が十一月一日に導入される予定でございます。

続きまして、同様な福利厚生事業を独自で実施している自治体についてでございます。総務省消防庁の消防団充実強化取組事例一覧で確認いたしましたところ、関東では小山市、また、取り組み市町村の多い長野県にございましては、佐久市など

が既に実施しております。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 それぞれ御答弁をいただきました。

消防団員数について、川越市消防団は定数がふえておりますが、実数は減少傾向にあり、定数に対する実数のパーセンテージは、平成十九年度は約九八%から平成二十八年年度現在は約八八%と十ポイント大きく減少しております。川島町消防団でも同じように定数に対する実数を見ますと、平成十九年度は約九二%から平成二十八年年度現在は約九三%。こちらはわずかではあります。増加傾向にあります。全体で見ますと、平成十九年度は約九六%に対し、平成二十八年年度現在は約九〇%と減少傾向にあり、団員の増加に力を注ぐ必要性というものは数字を見ても明らかであります。

女性団員数の推移についても伺いをいたしました。川越市消防団は、定数に対しての実数は平成十九年度から平成二十八年年度現在横ばいの約五%。それに対して、川島町の消防団は、平成十九年度のゼロパーセントに対して、平成二十四年度は五%、平成二十八年年度現在は約七%と、こちらも増加を示しております。

以上の数値から、川越市消防団において特に団員数の確保が困難であることが顕著に示されております。

そして、福利厚生について確認をさせていただきました。他の自治体では消防組合に対して独自の福利厚生を設けているところもあるようですが、川越地区消防組合では、まだそのような福利厚生がない。ですが、十一月一日からでしょうか、埼玉県におきまして、消防団に対しての福利厚生事業、こちらは埼玉県消防団応援プロジェクトが行われるという旨を確認させていただきました。

また、平均年齢について伺いました。これは川越市も川島町もともに平均年齢は約三十八歳。

そして、自警消防隊員からの入団は約二割から三割を占めているという御答弁を

いただきました。

入団の勧誘を行うには、ある程度ターゲットを絞って行う必要というものがございいます。三十八歳といえは、まだ子育てに追われている方が多くいることは想定されます。家族全体を視野に入れた福利厚生事業を実施することで、消防団活動のインセンティブを高めること、それによって結果として入団促進につながる、その施策が必要ではないでしょうか。

先ほどの決算の審査意見書のほうでもございました。住民の安全・安心に大きく貢献していることから、継続的な団員の確保に努めるよう要望するという言葉もございましたとおり、団員の増員というものは、今、欠かせない課題であると考えられます。

そこで二回目の一点目です。他の自治体では独自の福利厚生を行っている消防本部もございいますが、本地区消防組合においても川越市、川島町と連携をして独自の福利厚生事業を実施する考えはないか、伺いをいたします。

二点目に、埼玉県の事業が十一月に実施されることとございますが、本地区消防組合も県と協力的体制を結び、事業の充実化、また、他の自治体よりも一歩先んじた拡充の実施などを目指す考えはないか、伺いをいたします。

(谷島忠雄総務課長登壇)

○谷島忠雄総務課長 ただいまの質問につきまして、御答弁申し上げます。

川越地区消防組合が独自に福利厚生事業を実施することはあるのかという御質問につきましては、埼玉県が福利厚生事業の導入を予定していることから、組合独自の実施につきましては、県の事業展開を見守りつつ、組合の事業につきましても今後検討してまいります。

次に、埼玉県が実施を予定している福利厚生事業への協力的体制等についてはどう考えているのかということにつきましては、埼玉県消防団応援プロジェクトの拡充に向け、川越市、川島町の事業所や店舗等に消防団応援の店への登録を積極的に働きかけ、福利厚生事業の拡充を図り、消防団員の入団の促進につなげてまいります。

と考えております。

以上でございます。

(明ヶ戸亮太議員登壇)

○明ヶ戸亮太議員 御答弁をいただきました。現在、独自の実施につきまして検討を進めていただいているという御答弁をいただきました。

先ほど、年齢等についてもお伺いをいたしました。三十八歳。私も三十五歳ですが、やはり、子育てをしている中ですと、そこに向けてどのような事業、また福利厚生を展開すれば、そのニーズを捉えられるかというものをしっかりと検討した上で、ターゲットを漏らさないような事業の実施というものを進めていただきたいと思っております。

また、お金をかけない福利厚生というものも多々ございます。例えば、地域の方に御協力をいただいで、消防団員の方に福利厚生を適用されるような制度というものを行えば、今であれば特に自治防災の意識も高い中ですので、理解をいただいた上で福利厚生を手厚くすることも可能かと思っております。そのような視点を持つてぜひ団員の方への福利厚生の充実というものに努めていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。

○片野広隆議長 通告者の質問は終わりました。以上をもって一般質問を終わります。

以上をもって川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後三時九分 閉会

△会議の結果

日程第一 会期決定について

本日一日間と決定した。

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告した。

平成二十七年川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

川越地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

一般質問について

議員二人が一般質問を行った。

日程第九

日程第八 議案第一六号

日程第七 議案第一五号

日程第六

日程第五

日程第四

日程第三

日程第二

日程第一